

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は、脳梗塞の後遺障害等を有する父とは原発事故前相当期間にわたって疎遠であったものの、原発事故後に新たに父の身の回りの世話をするようになったこと等の事情を考慮して、平成23年3月から上記父が他界する同年8月までの分として合計15万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

精神的損害（日常生活阻害慰謝料）（X2分） 金15万円
（平成23年3月から平成23年8月まで）

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として金15万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年3月6日

（仲介委員 戸嶋洋一）